

平成19年12月定例教育委員会

開催日時 平成19年12月25日(火) 午後1時～午後2時

開催場所 茨城県教育委員室

| | | |
|------|----------|--------|
| 出席委員 | 委員長 | 和田 洋子 |
| | 委員長職務代理者 | 和田 芳武 |
| | 委員 | 関 正樹 |
| | 委員 | 大久保 博之 |
| | 委員 | 福岡 和子 |
| | 委員(教育長) | 稲葉 節生 |

事務局出席者については、別紙のとおり

議 事

1 報告事項

- | | | | |
|-----|--------|--------------------------------------|---------|
| 公 開 | 報告第14号 | 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案に対する同意の専決について | (総務課) |
| 公 開 | 報告第15号 | 教職員の人事に係る専決について | (義務教育課) |

2 議案事項

- | | | | |
|-----|--------|--|-----------|
| 公 開 | 第65号議案 | 茨城県教育庁等職員服務規程及び特別の勤務に従事する職員の勤務時間に関する訓令の一部を改正する訓令について | (総務課) |
| 公 開 | 第66号議案 | 茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則について | (総務課) |
| 公 開 | 第67号議案 | 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則について | (高校教育課) |
| 公 開 | 第68号議案 | 茨城県県立特別支援学校学則の一部を改正する規則について | (特別支援教育課) |
| 公 開 | 第69号議案 | 平成20年度使用県立特別支援学校教科用図書の採択の一部変更について | (特別支援教育課) |

3 その他

- | | | | |
|-----|-----|-------------------------------|---------|
| 公 開 | (1) | 平成19年度茨城県教育委員会教職員退職勧奨実施要領について | (総務課) |
| 非公開 | (2) | 平成19年度指導力不足教員の認定について | (義務教育課) |

非公開の議案等については、会議録は公開されません。

会議録

1 開 会

委員長から開会の宣言があり、非公開審議項目についての提案がなされ、各委員から了承されました。

2 議 事

報告第14号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案に対する同意の専決について

(総務課長) 平成19年10月5日付けの茨城県人事委員会勧告の内容を踏まえ、一般職員の給与等について所要の改正を行なうものです。

改正の内容は、初任給を中心に若年層に限定した給料月額の上上げのほか、子等に係る扶養手当の上上げ(月額6,000円 月額6,500円)、勤勉手当に係る支給月数の上上げ(年間4.45月 年間4.50月(期末手当を含む))、自家用車等の交通用具利用者に係る通勤手当支給限度額の上上げ(月額53,000円 月額55,000円)及び地域手当の支給割合の上上げ(2.0% 3.0%(つくば市を除く))となっています。

施行期日は、給料表、扶養手当及び勤勉手当の改正が平成19年4月1日、通勤手当が平成20年1月1日、地域手当については、平成20年4月1日からの適用となっています。

なお、この条例案については、第132号議案として県議会第4回定例会に提出され、平成19年12月19日の本会議において原案どおり可決されました。

また、差額支給日は、平成19年12月27日となっています。

【主な質疑・意見等】

特になし

報告第14号については、全員一致で承認されました。

報告第15号 教職員の人事に係る専決について

(平成19年11月28日付けで教育長専決し、翌29日にすでに記者発表した案件の報告)

(義務教育課長) 常陸大宮市内の小学校に勤務する教諭が、平成19年11月14日午前7時35分頃、通勤途上の常陸大宮市内の国道交差点で、普通乗用車と接触物損事故を起こし、警察官による現場検証の際、飲酒検知を受け酒気帯び運転とされたことから、平成19年11月30日付けで懲戒免職としたものです。

なお、校長については、所属職員に対する管理監督が不十分であったことから、文書による訓告としています。

【主な質疑・意見等】

(委員) 飲酒運転者については、懲戒免職処分とするなど、厳罰化を図ってきたところですが、処分基準の改正後に懲戒免職となったのはこれで何人目ですか。

(事務局) 今回で5人目になります。

(委員) これまで、県教委としてどのような再発防止策を講じてきたのですか。

(事務局) 学校長を招集した会議等において、繰り返し指導して参りましたが、今回このような事故が起きてしまい非常に残念に思っています。

最近、二日酔いで検挙されるケースが見受けられますので、その辺についても引き続き注意を喚起していきたいと考えています。

(委員) 今後も機会あるごとに周知していただくようお願いします。

報告第15号については、全員一致で承認されました。

第65号議案 茨城県教育庁等職員服務規程及び特別の勤務に従事する職員の勤務時間に関する訓令の一部を改正する訓令について

(総務課長) 休憩時間(昼休み)を現行の「45分」から「60分」に見直しをすることに伴い、所要の改正を行うものです。

改正の内容は、茨城県教育庁等職員服務規程中、休憩時間を現行の「正午から午後0時45分までの45分」から「正午から午後1時までの60分」に15分拡大し、これに伴い、勤務時間を現行の「午前8時30分から午後5時15分まで」を「午前8時30分から午後5時30分まで」に改めるものです。

休憩時間については、今年度4月1日から休憩時間を廃止し、正午からの45分間としたところですが、周辺飲食店や職員から時間延長を望む意見などがあったことを受け、知事部局において改正することとしたもので、これに準じて改正しようとするものです。

なお、休憩時間を60分とすることにより、退勤時刻が5時30分となることから、子育てや介護、通勤等に特別な事情がある職員から申し出があり、所属長が認める場合には、休憩時間を45分とし、勤務時間を5時15分までとする特例措置を知事部局同様に設けることとしています。

また、図書館や美術館などの勤務形態が不規則となる職員の勤務時間に関する事項を定めている特別の勤務に従事する職員の勤務時間に関する訓令についても、服務規程同様に改正を行うものです。

施行期日は、平成20年1月1日としています。

【主な質疑・意見等】

特になし

第65号議案については、全員一致で可決されました。

第66号議案 茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則について

(総務課長) 現業職給料表適用職員については、平成19年度給与改定等の労使交渉の妥結が遅れたことから、給与改定等を一般職員と同時期に実施することができないため、「一般職員の例による」(準ずる)と規定する技能労務職員の給与等に関する規則を改正し、暫定的に一般職員と同時期に給与改定等を実施しないよう改正を行うものです。

なお、労使交渉については12月20日に妥結しているため、今後、一般職員同様、給与改定等を適用させる必要があることから、差額の支給可能な時期に合わせ、再度規則改正を行う予定です。

また、これらの改正は、知事部局の技能労務職員と同様の措置となっています。

【主な質疑・意見等】

(委員) 技能労務職員は何人ぐらいいますか。

(事務局) 県立学校等に勤務する学校用務員，調理員等が234名，海洋高校鹿島丸の船舶員が8名となっています。

第66号議案については，全員一致で可決されました。

第67号議案 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則について

(高校教育課長) 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い「茨城県立高等学校進学学力検査規則」，「茨城県立学校管理規則」，「茨城県立高等学校学則」，「茨城県立特別支援学校学則」及び「技能教育施設の指定の申請等に関する規則」の一部を改正するものです。

改正の内容は，学校教育法の改正において，条項の移動及び文言の一部が改正されたため，学校教育法の条文を引用している関係規則等の引用条文を整理するとともに，改正された文言を学校教育法と同様に改めるものです。

施行日は，平成19年12月26日としています。

【主な質疑・意見等】

特になし

第67号議案については，全員一致で可決されました。

第68号議案 茨城県立特別支援学校学則の一部を改正する規則について

(特別支援教育課長) 平成20年度に県立特別支援学校の幼稚部及び高等部への入学対象となる生徒数等が増減することに伴い，定員について所要の改正を行うものです。

県立特別支援学校の幼稚部及び高等部の定員については，各学校において事前に教育相談を行い，志願者数を調査し，その志願状況にあわせて定員としているところです。

今回，定員を減らす学校は，水戸聾学校の幼稚部と高等部の友部東養護学校，土浦養護学校，下妻養護学校となっています。

また，定員を増やす学校は，高等部の水戸聾学校，北茨城養護学校，水戸飯富養護学校，鹿島養護学校，美浦養護学校，伊奈養護学校，つくば養護学校，結城養護学校，協和養護学校で，今回定員を変更する特別支援学校は12校となっています。

【主な質疑・意見等】

(委員) 生徒数の増減について，その主な要因は何ですか。

(事務局) 卒業予定者数と入学予定者数の差が，主な増減の理由となっています。

第68号議案については，全員一致で可決されました。

第69号議案 平成20年度使用県立特別支援学校教科用図書の採択の一部変更について

(特別支援教育課長) 平成20年度に使用する県立特別支援学校教科用図書の採択について、文部科学省から学校教育法第107条の規定による一般図書の一部が絶版、在庫不足等の理由により、供給に応じられない旨の通知があったことから、採択を変更しようとするものです。

今回採択を変更する学校は、水戸聾学校ほか13校で、教科書選定委員会を再度開催し審議を行い、別紙のとおり新たな教科用図書を選定いたしました。

【主な質疑・意見等】

特になし

第69号議案については、全員一致で可決されました。

その他(1) 平成19年度茨城県教育委員会教職員退職勧奨実施要領について

(総務課長) 平成20年度定期人事異動における人事事務取扱要領中「別に定める」としておりました退職勧奨について、要領を定めましたので報告するものです。

対象者は、教育庁及び学校以外の教育機関に勤務する一般職の職員並びに県立学校教職員及び市町村立学校に勤務する県費負担教職員で、平成20年3月31日現在、年齢45歳以上59歳未満の者としています。

退職勧奨の期間は、平成19年12月17日から平成20年1月18日までとしていますが、この期間外においても、教育委員会が必要と認められた者については退職勧奨を行うことができますとしています。

要領については、昨年度と変更ありません。

【主な質疑・意見等】

(委員) 退職勧奨の申出期間が1カ月程度となっていますが、この間に進退を決定するには少し期間が短いように思いますが。

(事務局) 職員は毎年、所属長と面談を行っておりますので、退職勧奨をいつ申し出たらよいのかその時期をほとんどの職員が把握していると思います。

(委員) 昨年、勧奨で退職された職員は何人いますか。

また、勧奨を申し出る職員は、何歳ぐらいの方が一番多いのでしょうか。

(事務局) 勧奨退職者数は年々増加しており、昨年度は269名となっています。

勧奨年齢は57歳で辞める方が多いようです。

3 閉 会

非公開審議後、委員長から閉会の宣言がなされました。